第千七百八十三号

日

平成十九年

番の一地先まで

## 曜

八月九日 木

# 山梨県告示第三百一号

おいて、この告示の日から平成十九年八月三十日まで一般の縦覧に供する。 路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東建設事務所に 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、次のとおり道

平成十九年八月九日

山梨県知事

横

内

正

明

八月九日		○○番の一地先まで笛吹市大字八代町北字向田三三五五番地先から		
平成十九年	三一〇・〇 平成十九	笛吹市大字八代町北字大森三七	藤垈石和線	県道
期日開始の	(メートル)	区間	路 線 名	種道類路の

五九七

五九六

## 公 告

六〇一 六〇〇 六〇〇

## 特定非営利活動法人の設立の認証申請

り特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センター に備え置いて縦覧に供する。 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第十条第一項の規定により、次のとお

平成十九年八月九日

(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成十九年八月三十日まで一般の縦覧

路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び中北建設事務所

道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、次のとおり道

山梨県告示第三百号

告

示

開発行為に関する工事の完了について.

土地改良区役員の退任及び就任...... 農地保有合理化事業規程の変更の承認...... 特定計量器の定期検査の実施......五九八 砂利採取業務主任者試験の実施...... 採石業務管理者試験の実施......五九六 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定......

......五九五

道路の供用開始 ( 二件 ) ...... 五九五

目

次

示

特定非営利活動法人の設立の認証申請

に供する。

平成十九年八月九日

山梨県知事

横

内

正

明

種道類路の

路

線

名

 $\overline{\times}$ 

間

ヘメー 延

ト ル 長

期日開始の

県道

線並ら

甲斐市大字神戸字窪屋敷二一二番の一地先から甲斐市大字上福沢字軒行六七九

| 八月九日 | 八月九日

峡

申請のあった年月日 平成十九年七月二十四日

山梨県知事

横

内

正

明

一 申請に係る特定非営利活動法人の名称、 びにその定款に記載された目的 代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並

- 1 名称 特定非営利活動法人光の家族
- 2 代表者の氏名 松本光司
- 3 主たる事務所の所在地 山梨県南都留郡富士河口湖町河口千九百九十三番地
- 定款に記載された目的

国民総医療費と国民の医療費負担の抑制を図り、もって医療と福祉の増進に寄与し、 この法人は、広く一般市民に対して、酵素温浴療法の普及に関する事業を行い、

Щ 梨 県 公 報 第千七百八十三号 平成十九年八月九日

Ξ 縦覧期間 併せて、社会教育の推進をする事を目的とします。 平成十九年七月二十五日から同年九月二十四日まで

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項、 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定 第四十六条第一項及び

第五十三条第一項の規定により、次の者を指定居宅サービス事業者等として指定した。

平成十九年八月九日

山梨県知事 横 内 正 明

介護予防訪問	甲府店	甲府店	所でである。 介護支援事業 やまゆり居宅	楽部」 「にこにこ倶リテーション定訪問リハビ	楽部」 「にこにこ倶アーション	名
訪問	薬局	薬局	海 居業	部」 にこにこ倶 スローション はこれば の の の の の の の の の の の の の の の の の の の	部」にこにこ倶のこの場が指	称
笛吹市石和町	号目七番三甲府市徳行	号目七番三甲府市德行	番地一 町鎮目四九五 笛吹市春日居	号丁目一番一三甲府市湯村三	号丁目一番一三甲府市湯村三	所
石和	番徳二行	番徳	地一 鎮目四九五 吹市春日居	番湯一村	番湯一村	在
町	= 13	= 13	五居	= =	= =	地
一九七一八〇〇	二七五〇一一三	二七五〇一一三	四二八	一九五〇一八〇	一九五〇一八〇	番 号 号
介護予防訪問介	なし) 養管理指導(み	導(みなし)	居宅介護支援	ン ハビリテー ショ 介護予防訪問リ	・ ション	サー ビスの種類
平成十九年六月	四日平成十九年六月	四日平成十九年六月	一日 平成十九年六月	一日 一日 平成十九年六月	一日 平成十九年六月	指定年月日

三十日平成八年六月	なし) 養管理指導(み 三十日 不護予防居宅療 平成十九年六月	三九二〇九〇〇	四五番地 下條南割一〇 莊崎市龍岡町	O歯科 ニックHIR R
三十日平成八年六月	導(みなし) 三十日居宅療養管理指 平成十九年六月	三九二〇九〇〇	四五番地 〇 証崎市龍岡町	O歯科 エックHIR R
二十一日平成十九年六月	なし) 養管理指導(み 二十一日 介護予防居宅療 平成十九年六月	二八二 八四〇 二 三	丁目三番六号	富士見店
二十一日平成八月	導(みなし)居宅療養管理指	一九四〇一一三	丁目三番六号	富士見店
四日	護		地地一六三番一二〇四	デン風間

# 採石業務管理者試験の実施

採石業務管理者試験を次のとおり実施する。 採石法 (昭和二十五年法律第二百九十一号) 第三十二条の十三第一項の規定により、

平成十九年八月九日

山梨県知事 横 内 正

明

\_ 試験場所 平成十九年十月十二日 (金)午前十時から正午まで

試験日時

甲府市丸の内一丁目八番五号 県民情報プラザ

兀 試験科目 年齢、性別、学歴、居住地及び国籍を問わない。  $\equiv$ 

受験資格

- 次に掲げる科目について筆記試験を行う。 岩石の採取に関する法令事項 (環境保全関係法令事項を含む。)
- 2 岩石の採取に関する技術的な事項(岩石の採掘、発破、破砕選別、汚濁水の処理、 脱水ケーキ(脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉)の処理、廃土及び廃石のた

五九六

い積並びに採掘終了時の措置に関する技術的事項)

### 五 受験手続

## 提出書類

## 受験願書

縦四センチメートル、横三センチメートル、裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を 写真(受験願書提出前六月以内に撮影した、無帽、正面、上半身像のもので、

### 2 受験手数料

記載したもの)

\_ 枚

しないこと。) 八千円 ( 受験願書に八千円に相当する額面の山梨県収入証紙をはり付け、消印は

受験手数料は、出願を取り消し、又は受験しなかった場合でも還付しない

## 六 受験願書受付期間

時まで。ただし、郵送の場合は、十月四日までの消印のあるものは有効とする。 例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日を除く毎日、午前九時から午後五 平成十九年九月二十五日 (火) から十月四日 (木) までの山梨県の休日を定める条

## 七 受験願書の提出先

受験願書は山梨県森林環境部森林整備課 (甲府市丸の内一丁目六番一号) に提出す

## 合格者の発表

ること。

に、合格者には合格証を交付する。 山梨県庁東側のスクランブル交差点掲示板に合格者の受験番号を発表するととも

## 九 その他

1 試験当日持参するもの

### 受験票

## 筆記用具

2 四二) に問い合わせること。 疑問の点については、山梨県森林環境部森林整備課 (電話〇五五 二二三 一六

# 砂利採取業務主任者試験の実施

業務主任者試験を次のとおり実施する 砂利採取法 (昭和四十三年法律第七十四号) 第十五条第一項の規定により、 砂利採取

平成十九年八月九日

### 試験日時

Щ

梨

県

公 報

第千七百八十三号

山梨県知事 横 内 正 明

平成十九年十一月九日 (金)午前十時から正午まで

甲府市丸の内一丁目八番五号 県民情報プラザ

### Ξ 受験資格

年齢、性別、 学歴 居住地及び国籍を問わない。

## 兀

## 試験科目

次に掲げる科目について筆記試験を行う。

# 砂利の採取に関する法令

2

砂利の採取に関する技術的な事項(基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含

### 五 受験手続

## 提出書類

受験願書

縦四センチメートル、横三センチメートル、裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を 写真(受験願書提出前六月以内に撮影した、無帽、正面、上半身像のもので、

### 2 受験手数料

記載したもの)

— 枚

しないこと。) 八千円(受験願書に八千円に相当する額面の山梨県収入証紙をはり付け、 消印は

受験手数料は、出願を取り消し、又は受験しなかった場合でも還付しない。

## 六 受験願書の提出方法

受験願書は山梨県森林環境部森林整備課 (甲府市丸の内一丁目六番一号) に提出す

## 七 受験願書受付期間

午後五時まで。ただし、郵送の場合は、同月一日までの消印のあるものは有効とする。 める条例 (平成元年山梨県条例第六号) に定める県の休日を除く毎日、午前九時から 平成十九年十月二十二日 (月) から同年十一月一日 (木) までの山梨県の休日を定

合格者の発表

に、合格者には合格証を交付する。 山梨県庁東側のスクランブル交差点掲示板に合格者の受験番号を発表するととも

## 九 その他

試験当日持参するもの

## 受験票

## (二) 筆記用具

# )特定計量器の定期検査の実施

平成十九年八月九日特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、平成十九年度後期(「特別により、平成十九年度後期)

山梨県知事 横 内 正

明

平成十九年九月十四         日         平成十九年九月十四         平成十九年九月十四         平成十九年九月二十         日	平成十	検
九月     九月     九月     九月     九月     九月     九月     十月     十月     十一     十一     十一     十二     十二	平成十九年九月十日	查 年 月 日
後三時十 時 お で ら 下 も も も も も も も も も も も も も も ら ら ら ら	午後三時まで	での間を除く。) がら午後一時ま
荘 セ 甲	業会館 電士吉田市立産	検 查 場 所
同 。村 、旧 甲 同 同 同 同 同 に の に の に の に の に の に の に の に	市富士吉田	区域

同	日 平成十九年十月十二	日平成十九年十月十一	平成十九年十月九日	平成十九年十月五日	平成十九年十月四日	同	平成十九年十月二日	平成十九年十月一日	八日平成十九年九月二十	七日平成十九年九月二十
後三時まで午後一時から午	午前十時から正	同	同	後三時まで午前十時から午	午まで午前十時から正	後三時まで午後一時から午	午前十時から正	同	同	同
梨後屋敷支所 リAフルーツ山	共選所製品の場合	梨日下部支所リムフルーツ山	山梨市役所	梨加納岩支所リAフルーツ山	八幡公民館	施設 以上 リムフルーツ山	梨山梨支所 リムフルーツ山	同	梨塩山支所 リムフルーツ山	塩山北中学校
同	同	同	同	同	同	同	。 町を除り の で の の の の の の の の の の の の の の の の の	同	同	同
	後三時まで	後三時まで 製後屋敷支所 大後一時から午 メスフルーツ山 一年後一時から正 オ選所 対選所 対 スフルーツ山	(後三時まで   24 フルーツ山	成十九年十月十二	成十九年十月五日 年前十時から午 JAフルーツ山成十九年十月九日 同 4 2 5 6 2 5 6 7 7 7 7 9 4 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7	成十九年十月四日 午前十時から正 八幡公民館 成十九年十月五日 年前十時から午 JAフルーツ山 成十九年十月十二	(株) (大) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本	成十九年十月二日 午前十時から正 JAフルーツ山 成十九年十月十二 同	成十九年十月二日   同   成十九年十月二日   午前十時から正   八幡公民館   八千九年十月十二   午前十時から正   八幡公民館   八十九年十月十二   午後一時から正   八幡公民館   八番公民館   八番公民館	成十九年十月二日(株) (水) 

山 梨 県 公 報 第千七百八十三号 平成十九年八月九日

平成十九年十一月十 午前九時から午 特定計量器の所	かった場合に限に検査を受けない。	近 山 八 八 八 八 八 八 八 八 八 八 八 八 八 八 八 八 八 八	当する場合に限めいずれかに該	九条第一頁系引 七十号)第三十 通商産業省令第	後四時まで	F 同 う も う F		後三時まで 合韮崎東支店 会車崎東支店	後三時まで合韮崎甘利支店午後一時から午 梨北農業協同組	午まで 合韮崎西支店2五 午前十時から正 梨北農業協同組	日 午後三時まで
									後三時まで		
十九年十一月十					一年 十	7   分		六		五	
平成				男 の 付 F を る の	三月三十一日まで(三月三十一日まで(三月三十一日まで)	平成十九年十一月九	日 平成十九年十一月八	平成十九年十一月六	同	日平成十九年十一月五	日
皮革面積計											
同	同	同	同	同	同	同	同	大月市	同	同	
組合 大月商店街協同	_	出張所大月市役所猿橋	出張所	出張所大月市役所富浜	分館  脈岡公民館上畑	出張所大月市役所七保	環境改善センタ	出張所	同	同	
後三時まで午後一時から午	正午まで	午後三時まで	後三時まで	正午まで	後三時まで午後一時から午	午前十時から正	後三時まで午後一時から午	午まで午前十時から正	同	同	午後三時まで
	日平成十九年十一月一	日平成十九年十月三十	同	九日平成十九年十月二十	同	六日平成十九年十月二十	同	五日平成十九年十月二十	三日平成十九年十月二十	二日平成十九年十月二十	日

山 梨 県 公 報 第千七百八十三号 平成十九年八月九日

二日から平成二十年 | 後四時まで | 在の場所(特定|除く県下| 1日から平成二十年 | 後四時まで | 在の場所(特定|除く県下| 2日の場所(特定|除く県下| 2日の場所(特定|除く県下| 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 20

農地保有合理化事業規程の変更の承認

農地保有合理化事業規程の変更を次のとおり承認した。 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第八条第二項の規定により、

平成十九年八月九日

山梨県知事 横 内 正

明

農地保有合理化事業を行う者の名称

財団法人山梨県農業振興公社

農地保有合理化事業の実施地域

山梨県における農業振興地域(農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法

律第五十八号) 第六条第一項の規定により指定された地域)

三 農地保有合理化事業の種類

- 農地売買等事業

農地売渡信託等事業

農地貸付信託事業

農業生産法人出資育成事業

4 3 2

5 研修等事業

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、樫山

平成十九年八月九日

退 任

山梨県知事 横 内 正 明

			_ =													
同	理事	役職名	就任	同	同	監事	同	同	同	同	同	同	同	同	理事	役職名
子根川しげ	利根川健	氏名		大柴英男	雄根川袈裟	小清水正美	利根川均	浅川 文樹	大柴治重	浅川 永久	利根川好正	津金秀男	利根川兵二	浅川 元吉	小清水袈孝	氏名
五四六	北杜市高根町清里五〇七	住所		日   九	五七〇	三四 三五四五 二五	同	同	同浅川二六八三三	同 二六八五	同 六五〇	同	同五六五	同一八七七	北杜市高根町清里二一 三六	住
同	平成一九年八月一日	就任年月日		同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	平成一九年七月三十一日	退任年月日

同	同	監	同	同	同	同	同	同	同
		事							
小林	秋山	利根	大些	浅川	小	浅川	浅川	利根	小林
		利根川喜久	大柴太賀吉		小清水正美			利根川福子	
知 英	好次	久	吉	紀	美	豊和	豊澄	子	文 隆
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
六	=	=	=	=	≡	=	_	五	五
六〇〇	一 〇 五	六	二七0	一六九五	三五四五		九〇七	五九五五	五〇二
_	五	_	_	五		Ξ	七		
					四六				
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
								ı	

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為 開発行為に関する工事の完了について

に関する工事は、完了した。 平成十九年八月九日

山梨県知事 横 内 正

明

開発区域 (工区) に含まれる地域の名称 富士吉田市上吉田字城山東三一一四、三一一五、三一三六の一、三一三六の三及び

三一三七の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都港区高輪三丁目二十二番九号(タマホーム株式会社)代表取締役(玉木康裕)

発行者	山梨県
山梨	宗 公 報
県甲府市丸の内一丁目六番一号	第千七百八十三号
丁目六番一号	平成十九年八月九日
印刷所の株サンニチ印刷	召 ·
3刷 甲府市北口二丁目六番	
畲	
	六〇二